

(第3次追加分は太字表示箇所です)

みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動（第3次期間の取組方針）
～ ルールを守って復旧・復興 絆で広げるゼロ災害 ～

1 ゼロ災運動第3次期間の展開

早期復興に向けて復旧・復興工事が増大する中、建設業における労働災害が急激に増加したことを踏まえ、平成24年12月から「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」を展開し、県下の建設業界団体、発注機関、労働局・監督署が一体となって労働災害防止に向けた取組を推進してきました。平成25年の建設業における労働災害は平成24年と比べ減少（平成26年2月末現在速報値で12.5%減少）しているものの、高水準で推移している状況に変わりはなく、平成26年度は、河川・堤防等の復旧、災害公営住宅の建設等、復旧・復興が更に加速する中、労働災害が多発することも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、平成26年度においても、引き続き、ゼロ災運動（第3次期間）を展開し重点的な取組を実施していくこととします。

2 第3次期間の取組事項

運動スローガン「ルールを守って復旧・復興 絆で広げるゼロ災害」の下、取組期間（平成26年4月1日～平成27年3月31日）を通じ、建設業界団体、発注機関、労働局・監督署が一体となって、次の取組を行うこととします。

(1) ゼロ災運動推進協議会の開催

平成25年度に引き続き、年間2回（9月、3月）推進協議会を開催します。

推進協議会では、ゼロ災運動の取組事項に関する企画立案に加え、県内の建設業における労働災害防止対策を協議・情報交換する場として位置付けます。

(2) 安全宣言活動の促進

ア 建設企業トップの労働災害防止に向けた「強い決意」、「リーダーシップ」を、目に見える形で表明していただきながら、対外的にも情報発

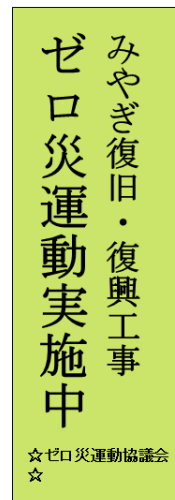
信をしていく「安全宣言活動」は、ゼロ災運動の展開に当たり、最も重要な取組です。安全宣言実施企業は1079社（平成26年2月末現在）です。宮城県内のすべての建設企業での宣言実施を目標に、目標値を設定した上で、引き続き、活動を強力に促進します。

業界団体・建設企業におかれては、今年度開催される安全大会・研修会等を始めあらゆる機会をとらえ、安全宣言の実施についての働きかけを行ってください。

【目標】平成27年3月末まで：1,503宣言（いこーゼロさい）

- イ 「労働災害を絶対に発生させない」という強い思いを、現場の監督者・職長・労働者の方々が共有するとともに、対外的にアピールしていくため、改めて、ゼロ災運動安全旗の掲揚を、推奨するとともに、新たな取組として現場、店社及び車両系建設機械等にのぼり旗を掲げる「のぼり旗掲揚活動」を展開します。

また「みやぎ復旧・復興工事ゼロ災運動」のステッカーをヘルメット等に貼付します。



- (3) 復旧・復興工事ゼロ災大会の開催及びゼロ災表彰の実施
工事の種別等にかかわらず、宮城県内のすべての建設現場での労働災害防止について、意識を共有することを目的に、昨年に引き続きゼロ災大会を開催します。

（平成26年9月3日開催予定）

また、優良な現場管理や労働災害防止対策を実施し、無災害を達成した安全衛生担当者、現場代理人、職長等を対象として、ゼロ災表彰を行います。（ゼロ災大会で表彰）

- (4) 安全衛生パトロールの実施

労働局・監督署では、ゼロ災運動パトロール、推進協議会構成団体との合同パトロールを、引き続き、実施します。

- (5) 安全衛生自主点検の実施及び安全衛生年間活動計画書の作成（新規）

店社においては、安全衛生管理体制等を含む全衛生自主点検を行い、そ

の点検結果を反映させた安全衛生年間活動計画書を作成し、計画的な安全衛生活動ができるよう推進します。

(6) ハーネス型安全帯の着用促進の取組

労働災害の事故の型を見ると墜落・転落災害が最も多く、死亡災害を始めとする重篤災害も発生するなど墜落・転落災害防止対策の徹底が急務となっています。足場の設置等が困難な高所作業での墜落防止対策の1つとして、墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の着用促進を図ります。

(7) 安全衛生教育の充実

建設業で初めて就業する方（新規参入者）、宮城県外の建設事業者・労働者が増えており、基本的な安全衛生ルールの習熟や、現場の円滑な意思疎通・連絡調整等が課題となっています。現場管理者や職長が、的確な統括管理・作業指揮を行うとともに、労働者が安全衛生ルールや正しい作業方法を確実に押さえつつ、作業を進めることが重要です。こうした状況を踏まえ、推進協議会構成団体が連携した上で、東日本大震災復旧・復興工事労災防止支援センター・建災防・厚生労働省等が行う安全衛生教育等の活用促進を進めます。

- ① 新規参入者教育
- ② 建設従事者教育（建災防の講師が建設現場に出向いて実施する教育で国土交通省でも推奨）
- ③ 現場代理人に対する教育
- ④ 解体作業前の事前調査等に関する説明会（厚生労働省事業として、夏以降、無料の講師派遣が可能となる予定）

(8) 建設業無災害表彰の活用促進

建設業無災害表彰制度について一層のPRに努め、工事の無災害を推進するとともに、無災害で工事を終了した工事関係者の励みとなるようにします。

(9) 周知広報

- ア 第3次期間のゼロ災運動ポスター及びリーフレットを作成し、労働災害防止対策の自主的取組に向けた勧奨・周知広報に活用します。
- イ 引き続き、労働局・建設業団体・建災防・発注機関のホームページ等で、復旧・復興工事に係る安全衛生ニュース、労働災害の発生状況等に関する

情報を紹介します。

3 労働災害防止重点対策事項

第3次期間中も第1次・2次期間中と同様、工事の種類ごとに、多発している労働災害の傾向等を踏まえ、次の事項を重点的に取り組みます。

(1) 共通事項

ア 基本的な安全管理体制の徹底

- ① 元方事業者による作業間の連絡調整、作業開始前のミーティング、作業場所の巡視、KY活動やリスクアセスメントの確実な実施を通じた、危険の排除
- ② 作業主任者及び作業指揮者の選任及び職務励行
- ③ 転倒災害等の行動型災害を防止するための作業場の整理整頓（5Sの実施）

イ 安全衛生教育の積極的な推進

- ① 新規参入者教育、新規入場者教育、建設従事者教育、職長教育、現場代理人に対する教育
- ② 雇入れ時、作業内容変更時における安全衛生教育（ヒューマンエラーによる災害を防止するための教育を含む。）

(2) 土木工事

ア 建設重機・移動式クレーンの安全対策

- ① 重機の位置や走行経路、②③の安全対策等が分かり易く明示された作業計画の作成及び労働者への周知
- ② 立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置の実施
- ③ 敷鉄板の敷設や路肩の崩壊防止等、確実な転倒・転落防止対策の実施
- ④ 重篤災害発生防止のためのシートベルトの着用の徹底

イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策

- ① 荷の落下、荷振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための、有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底
- ② 現場の作業状況に応じた危険を排除するためのKY活動やリスクアセスメントの徹底
- ③ トラックの荷台からの墜落・転落災害を防止するための、KY活動

やリスクアセスメントの徹底

④ 移動式クレーンのオペ付きリース業者に対する統括管理の徹底

ウ 土砂崩落防止に向けた安全対策

① 地山の掘削作業を行う際の、作業箇所や地山の調査の実施、日々の作業開始の点検の励行

② 上下水道工事等の溝掘削工事における土止め先行工法の採用

エ 墜落・転落防止に向けた安全対策

① 高所（開口部、作業床等）からの墜落・転落災害を防止するための適正な足場、囲い、手すり、覆い等の設置

② 「（法令上の措置に加えて実施すべき）より安全な足場」の設置の推進

（3）木造家屋建築・改修工事

ア 墜落・転落防止に向けた安全対策

① 足場先行工法に関するガイドラインに基づく施工の促進

② 平成21年6月の改正安全衛生規則に基づく足場（中さん・下さん等）の設置

③ 建屋内部開口部からの墜落・転落防止措置（開口部の覆い、防網の設置、親綱・安全帯の使用）

④ 脚立・移動式はしご等の安全な使用方法の徹底

⑤ 墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の着用促進

イ 木材加工用丸のこ盤による災害防止対策

① 歯の接触による労働災害を防止するための接触予防装置等の確実な使用

② 木材や歯の反ばつによる災害を防止するための安全な作業方法の徹底

（4）鉄骨・鉄筋コンクリート建築・改修工事

ア 墜落・転落防止に向けた安全対策

① 足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（24年2月）に基づく、「手すり先行工法」や「（法令上の措置に加えて実施すべき）より安全な措置」の採用、足場の組立・解体時等の作業手順の作成や安全帯の使用の徹底等の実施

② 躯体（鉄骨等）上の作業で、作業床を設けることが困難な場合の、親綱・安全帯の使用の徹底

③ 墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の着用促進

イ 荷の積込・積卸作業中の安全対策

- ① 荷の落下、荷振れ等による衝突・挟まれ災害を防止するための、有資格者による適切な玉掛け・作業中の的確な合図等、安全な作業方法の徹底
- ② 現場の作業状況に応じた危険を排除するためのKY活動やリスクアセスメントの徹底
- ③ 移動式クレーンのオペ付きリース業者に対する統括管理の徹底

(5) 建築物等の解体工事

ア 解体用機械の安全対策

- ① 重機の位置や走行経路、②③の安全対策等が分かり易く明示された作業計画の作成及び労働者への周知
- ② 立入禁止区域の設定、誘導員の確実な配置等、目に見える形での立入禁止措置の実施
- ③ 敷鉄板の敷設や路肩の崩壊防止等、確実な転倒・転落防止対策の実施
- ④ 重篤災害発生防止のためのシートベルトの着用の徹底
- ⑤ **平成25年7月施行された車両系建設機械（解体用機械）に係る有資格者の適正配置**

イ 墜落・転落防止に向けた安全対策

- ① 建築物の屋根・開口部等からの墜落・転落防止措置（開口部の覆い、防網の設置、親綱・安全帯の使用）
- ② 解体工事に伴う足場の盛替時（足場の解体時）の墜落防止措置（親綱・安全帯の使用）
- ③ 墜落時の身体への衝撃が少ないハーネス型安全帯の着用促進

ウ 石綿ばく露防止対策

- ① 工事着手前の確実な事前調査の実施
- ② 集じん・排気装置の確実な点検・整備
- ③ 防じんマスク（電動ファン付きマスク・フィルター交換式マスク）の着用、散水・薬剤散布等による湿潤化対策等について、計画届・作業届を要しないレベル3の作業を含めて徹底